

救急活動計画書

1 目 的

この計画書は、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、救マーク表示事業所として必要な事項を定め、速やかな応急手当等が実施できる体制を整備することを目的とする。

2 事業所の責務

- (1) 応急手当に関する正しい知識や技術など応急手当等に関する従業員の育成・指導等に努める。
- (2) 当該事業所の責任者は、本計画書を作成（変更）する場合、従業員に対し必要な指示を与える。

3 責任者の業務

当該事業の代表者は、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 救急計画書の作成及び変更
- (2) 従業員に対し救命講習への参加促進
- (3) 通報、傷病者搬送等の訓練
- (4) その他の必要な業務

4 計画書等の保管

申請に係る関係書類は一括して保管することとする。

5 応急手当の訓練

当該事業所の代表者は、常駐させる従業員に対し定期的に、心肺蘇生法・止血等の消防本部が主催する救命講習に参加させなければならない。

6 付則

本計画書は、 年 月 日から施行する。